

重要事項説明書（業務用のお客さま向け）

お客さまが京葉ガス株式会社（以下「当社」といいます。）にガス使用のお申し込みをしていただくにあたり、当社がガス事業法にもとづき説明し、お客さまにご理解いただきたい主要な供給条件は以下の通りです。

なお、ガスの供給および使用に関する契約（以下「ガス使用契約」といいます。）の詳細は、ガス小売供給約款およびガス料金プラン定義書（以下「小売約款等」といいます。）に定めています。小売約款等は、当社の指定した特約店（以下「営業所等」といいます。）のほか、当社ホームページ（<https://www.keiyogas.co.jp/>）でご確認いただけます。

1. ガス使用契約の申し込みおよび成立

- ・当社とガス使用契約の締結を希望される方は、あらかじめ小売約款等を承諾のうえ、当社指定の方法によりお申し込みいただきます。
- ・申し込みの受付場所は、営業所等といたします。
- ・申し込みの際し、ガス使用契約の適用条件が満たされているかどうか、対象となる機器の所有状況等を確認させていただく場合があります。
- ・ガス使用契約は、お客さまからの申し込みを受け、当社が承諾したときに成立します。

2. 契約開始日

- ・お申し込みいただいた小売約款等の契約開始日は、原則として以下の通りとなります。

ガス料金プラン	契約開始日
バリュープラン 小型空調包括プラン 小型空調専用プラン 業務用 A プラン	<当社の他のガス使用契約または他のガス小売事業者からの切り替えにより使用を開始する場合> 所定の手続きを完了した後に到来する定例検針日の翌日 <新たにガスの使用を開始する場合> お客さまの希望する日
上記以外のプラン	需給契約書（お客さまから提示されるガスの使用計画等にもとづき、お客さまと当社の協議によって契約使用量等を定めたもの）の契約有効期間に記載された日

3. 契約期間

- ・ガス使用契約を開始した場合の契約期間は、下表の通りとなります。なお、契約期間満了に先立ってガス使用契約の解約、または変更の申し込みがない場合は、契約満了日の翌日からその満了日が属する月の翌年同月の定例検針日まで同一条件で継続し、以降も同様とします。

ガス料金プラン	契約期間
小型空調専用プラン	契約開始日から同日が属する月の翌月を起算月として 12か月目の月の定例検針日まで

業務用 A プラン	契約開始日からその前日が属する月の翌年同月の定例検針日まで。ただし、契約成立日が使用開始日に先立つ場合は、契約開始日からその直後の定例検針日が属する月の翌年同月の定例検針日まで
-----------	--

- ・ 下表のガス料金プランの契約期間は原則として1年間とし、需給契約書（お客さまから提示されるガスの使用計画等にもとづき、お客さまと当社の協議によって契約使用量等を定めたもの）に定めます。なお、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、需給契約はさらに1年間継続するものとし、以後も同様とします。

ガス料金プラン	契約期間
空調用 A プラン、業務用 B プラン ガス灯プラン	需給契約：1年間

4. 需給契約の精算額

- ・ 下表のガス料金プラン定義書には、需給契約の各種精算額に関する規定がございますのでご確認ください。

ガス料金プラン	精算額
空調用 A プラン、業務用 B プラン	主な需給契約の精算額 ・ 1時間あたり最大使用量倍率未達精算額 ・ 契約年間引取量未達精算額 等

5. お客さまからの申し出によるガス使用契約の変更および解約

- ・ ガス使用契約の変更および引越し（転出）等に伴う解約については、当社指定の方法によりお申し込みください。
- ・ お客さまがガス小売事業者の変更により契約を解約する場合には、あらかじめ解約希望日（定例検針日といたします。）を定めて、その45日前までに当社に通知していただきます。これを超えて通知をいただいた場合にはご指定の解約希望日に解約できない場合があります。なお、変更後のガス小売事業者が当社（導管部門）を介して当社にお客さまの解約を通知できる場合には、お客さまから当社への通知は必要ありません。
- ・ 対象機器の撤去等で小売約款等に定める適用条件を満たさなくなった場合は、すみやかにその旨を当社へご連絡いただきます。
- ・ 下表のガス料金プラン定義書には、中途解約精算額に関する規定がございますのでご確認ください。

ガス料金プラン	精算額
空調用 A プラン、業務用 B プラン	契約中途解約精算額

6. 当社からのガス使用契約の変更および解約

- ・ 当社は、小売約款等を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の小売約款等によるものとし、その場合には、あらかじめ営業所等のほか、当社ホームページにおいて掲示いたします。なお、お客さまは、変更を承諾いただけない場合はガス使用契約を解約することができます。
- ・ 当社は、お客さまに契約違反があった場合（適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には、当社の申し出にもとづき、契約期間満了前であっても、ガス使用契約を解約できるものとし、

7. ガスの使用量の計量やガス料金の計算方法等

- ・当社（導管部門）は、あらかじめ定めた日に毎月1度検針を行います。
- ・ガス使用量は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。
- ・ガス料金は、1か月あたりの基本料金と1m³あたりの単位料金にガス使用量を乗じた従量料金を合計して算定します。ただし、バリュープランの料金表Aの区分におけるガス料金については、基本料金のみといたします。
- ・単位料金は、都市ガスの原料価格の変動に応じて毎月調整いたします。
- ・新たにガスの使用を開始し、または解約を行った場合等において、小売約款等の定めにもとづき、ガス料金を日割計算により算定する場合があります。
- ・ガス使用量によっては、これまでの料金と比べメリットが出ない場合があります。また、ガス料金シミュレーションの結果は一定の試算条件にもとづく推定値であり実際とは異なります。
- ・当社はお客さまのガス使用量等のお知らせを、検針票等にてお知らせいたします。

8. ガス料金の支払いについて

- ・ガス料金は、口座振替、クレジットカード払いまたは払込みいずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。ただし、次のガス料金プランは、口座振替または払込みいずれかの方法によりお支払いいただきます。
ガス灯プラン
- ・お客さまが料金を払込みの方法で支払われる場合は、当該払込書の発行・送付等に係る事務手数料として275円（税込）をお客さまに請求いたします。なお、本手数料は、原則として、当該払込書の発行直後に支払義務が発生するガス料金とあわせてお支払いいただきます。
- ・お客さまが料金を払込みの方法で支払われる場合に、お客さまによる払込書の紛失等により、払込書の再発行又は当社が適当と判断した方法にてお支払いいただく場合（以下、払込情報の再発行といいます。）は、原則として、発行・送付等に係る事務手数料として330円（税込）をお客さまに請求いたします。なお、本手数料は、払込情報の再発行直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。
- ・ガス料金の支払義務は、小売約款等の定めにもとづき、検針日、使用量の算定に関し協議の成立した日等に発生し、支払期日は、その発生日から起算して30日目（30日目が、休日の場合には、その直後の休日でない日）といたします。
- ・お客さまが支払期日を経過してもなおガス料金を支払われない場合は、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。
- ・支払期日を経過してもなおガス料金（当社とその他の契約のガス料金を含みます。）、延滞利息または小売約款等に定めるその他の債務についてお支払いがない等、一定の事由に該当するときは、ガスの供給を停止または解約することがあります。
- ・支払期日が到来した全ての料金及び延滞利息を支払われた場合等、一定の事由にもとづく供給の再開に伴う作業手数料として、原則として、3,300円（税込）をお客さまに請求いたします。なお、本手数料は、供給の再開直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。

9. 単位料金の調整

- ・当社は、毎月、ガス料金プラン定義書に定める平均原料価格が、ガス料金プラン定義書に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、ガス料金プラン定義書に定める料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金は原料価格の高騰等により大きく変動することがあります。

10. 供給ガスの熱量、圧力および燃焼性

- ・当社は、次に規定する熱量、圧力および燃焼性のガスを供給いたします。
- ・供給ガスは、燃焼性によって類別されていますが、当社の類別は13Aですので、ガス機器は13Aとされているガス機器が適合いたします。

熱量	標準熱量	4.5メガジュール
	最低熱量	4.4メガジュール
ガス栓の出口における圧力	最高圧力	2.5キロパスカル
	最低圧力	1.0キロパスカル
燃焼性	ガスグループ	13A

11. ガス工事

- ・ガス工事が必要な場合には、当社（導管部門）が別途定める工事約款（以下「工事約款」といいます）にもとづきお申し込みいただきます。
- ・内管、ガス栓、お客さまのために設置されるガス遮断装置、昇圧供給装置および整圧器はお客さまの所有とし、お客さまの費用負担で設置していただきます。
- ・ガスメーターは当社（導管部門）が所有するものを設置し、これに要する設置工事費はお客さまにご負担いただきます。
- ・供給管は当社（導管部門）が所有し、これに要する工事費は当社（導管部門）が負担いたします。ただし、お客さまの都合で供給管の位置替えを行う場合は、これに要する工事費はお客さまにご負担いただきます。
- ・本支管および整圧器（お客さまのために設置される整圧器は除きます。）は、当社（導管部門）の所有とし、工事約款に定める差額が生じた場合は、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金としてお客さまにご負担いただきます。
- ・その他設備に関するお客さまの費用負担については、工事約款の定めに従うものとします。

12. お客さまの責任および協力をお願い

- ・ガス使用にあたり、保安等の観点から承諾いただきたい主な事項は以下の通りです。
 - ① 必要な業務のために実施するお客さまの供給施設または消費機器の設置の場所へ立入ること。
 - ② ガスの供給および保安上の必要がある場合に、お客さまのガスの使用を中止または制限すること。
 - ③ ガス使用契約が解約された後も、ガスメーター等の供給施設を引き続き置かせていただくこと。
 - ④ お客さまがガス漏れを感知したときには、直ちにメーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、当社に通知していただくこと。
 - ⑤ 内管およびガス栓等、お客さまの資産となる供給施設について、お客さまの責任において管理していただくこと。
 - ⑥ ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、当社がお知らせした事項等を遵守してガスを適正かつ安全に使用していただくこと。

13. その他

- ・従前のガス小売事業者との契約を解除することで、解約金の発生やポイントの失効等お客さまの不利益になる事項が発生する可能性があります。

14. お客さま情報の取り扱いについて

- ・業務機会を通じてお客さまより取得する個人情報は、当社のプライバシーポリシーに従って利用いたしません。なお、プライバシーポリシーの詳細は、当社ホームページ等でご確認ください。

ガス小売事業者	
事業者名:	京葉瓦斯株式会社
代表者名:	取締役社長 社長執行役員 江口 孝
登録番号:	A0096
住所:	千葉県市川市市川南2丁目8-8
問い合わせ先:	京葉ガスお客さまコンタクトセンター(047-361-0211)
受付時間:	月曜日～土曜日 9:00～19:00
休業日:	日曜日、祝日、年末年始(12月30日～1月3日)等